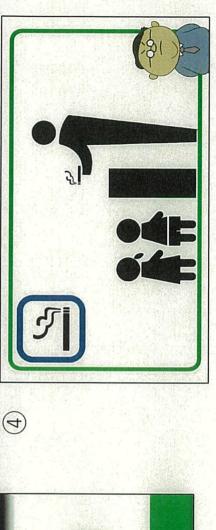
令和2年度以降の改正法周知啓発の取組

- VCM(うち県民向け) 周知丁 改正健康增進法 **令和2年度**





2



改正健康増進法は全面施行されています! マナーからルーノ

9





(7)

 \odot

周知TVCM(うち事業者向け) 健康增進法 令和2年度







改正健康増進法は全面施行されています!

なヘチン! 受動 ーやの
ノー

9

 \odot



(7)

マナーからルールへ。なくそう!受動喫煙。

「望まない受動喫煙」をなくすために、2018年7月に健康増進法が改正されました。

この改正を受けて、2019年7月1日からは「学校、病院、 保育園、行政機関等で原則敷地内禁煙」となり、2020年 4月1日からは「オフィスや商業施設・宿泊施設・飲食店 等で原則屋内禁煙」となります。

県民の皆様も受動喫煙防止のご協力をお願いします。

- ② 受動喫煙を法律で規制する理由はなんですか。
- A 喫煙と同様に受動喫煙も肺がんや 脳血管疾患などのリスク因子となるためです。
- 飲食店では喫煙スペース、禁煙スペースとこれまでの分煙対策はできなくなるのですか。
- A 資本金が5,000万円以下でかつ客席面積が100 m以下の国が定めた基準を満たす飲食店では、飲食を提供するスペースを全面喫煙可能、全面喫煙不可と選択できます。ただし、全面喫煙可能とした場合には、20歳未満の者(従業員を含む。)を店内に立ち入らせることはできません。
- 法律に違反した場合には、罰則はありますか。
- 施設の管理権原者等は、20万円から 50万円以下の過料に処せられます。

詳しくは、厚生労働省HP 「なくそう!望まない受動喫煙。」 Q.検索 がん・牛活習慣病対策課 ☎017-734-9216

令和2年9月 商工会報誌「かけはし」掲載内容



なくそう!受動喫煙

~だれもが快適に過ごせる青森県へ~











健やか力均上推進キャラクターマモルさん

始まっています! 望まない受動喫煙防止対策!!







受動喫煙を受けている者の 「り出リスク」は高い

2019年7月1日から学校・病院などでは、 敷地内が原則禁煙となっています。



すでに、2019年7月から学校・病院などでは、敷 地内が原則禁煙となっています。ただし、必要な措 置が取られた場所に限り、敷地内に喫煙場所の設置 ができます。

2020年4月1日からは、多くの施設において 屋内が原則禁煙となっています。



健康増進法の改正により、多数の利用者がいる施設、 旅客運送事業船舶・鉄道、飲食店等の施設において、 屋内原則禁煙となります。ただし、所定の要件に適 合すれば、各種喫煙室(喫煙専用室、喫煙可能室、加 熟式にばこ専用室、喫煙目的室)の設置ができます。





喫煙室を設置する場合には、左 の2つのタイプから、どちらか、 もしくは両方を選択することが

※喫煙専用室は喫煙のみが可能な専用室で、飲食等のサービスの提供をすることはできません。加熱式たばこ専用喫煙室では喫煙可能となるのは加 熱式たばこに限られますが、飲食等のサービスの提供が可能です。

20歳未満の方は、 喫煙エリアに立入禁止となります。



20歳未満の方は、たとえ喫煙を目的としない場合 であっても、一切、喫煙エリア(屋内、屋外を含め たすべての喫煙室、喫煙設備) へは立入禁止となり ます。これについては、たとえ従業員であっても同 様です。

【お問合せ先】青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課 TEL:017-734-9216

詳しい情報はこちらへ なくそう!望まない受動喫煙 〇 https://jyudakitsuen,mhtw.go.jp



最優秀賞 1点 体組成計 優秀賞 2点 活動量計 特別賞 10点 マモルさんぬいぐるみ 佳 作 20点 マモルさんタオル

< 募集原項 >

- ◇糖尿病に関する川柳(5・7・5)を 募集します
- ◇糖尿病をイメージできる作品であれば なんでもOK
- 令青森県内にお住まいの方ならどなたでも 1人3作品まで応募できます
 - ◇審査結果は、世界糖尿病デーの前日 (11/13) に発表します

[応募受付・お問い合わせ]

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号 青森県健康福祉部かん・生活習慣病対策課 電話 017-734-9212 FAX 017-734-8045



第3回あおもり糖尿病川柳コンテスト

11

グウンロードできます